

かようになります。

○猪俣委員　社会党の提案は、実は、前にもたびたび、政府の原案として出しまして、立法は議員立法といふ照しまして、また各国の規定も参照しまして、練りに練って出したものであります。元来、三権分立の精神からするならば、立法は私は議員立法といふものが理想的な形でなければならぬと思う。しかし、日本は何らか政府から出さぬとそれがほんとうのものじやないような印象があるのであります。一体社会党の出した案と政府の案とはどこが違つてゐるのであります。私どもは、理想的な形として、ほんとうに政界の肃正をはかる意図のもとに出すとするならば、この法案以外の方法はなかろうかと考えて出しておるものですが、どういうところが政府の気に入らないで、政府は一体どういう独自のものを出そうとなさるのか。それも、何か出すのか出さぬのかときどきあいまいなような態度になつておるのであります。社会党の原案がどこが気に入らないで政府の原案を出そうとなさるのであるか。社会党の原案と政府の御構想との差異のおもなる点を御聴いていただきたいと思う。しからざれば、いたずらに時日をかせぐことになって、すでに法案が出て継続審査になつておるもの、また政府が新しい提案をするということになつて、その審議を停頓させておるような形になる。もし異議なれば、社会党の原案を与党も支持してこれを通過させるならば、ほんとうに早くあっせん取組がああでもないこうでもないといって、

政府の原案を出す出すといって今日まで延びてきているのであります。どういう点が違つてあるか、そこを一つ御説明いただき、何かゆえに社会党の原案がいけないのであらうか、その点一つ御説明願いたいと思います。そういたしませんと、世論は、あつせん取扱罪なんていうものは、出す出すといふが、あれは遊説のときの道具で、出す意思はないのだ。ほんとうにやるつもりならば、社会党の原案があるのでから、それに同調してやつてしまえばいいじやないかという意見もあるのであります。そういう意味におきまして、どういうところが一体お気に召さないのであるか、政府はどういうところを遠えて出そうとするのであるか、その点を御説明いただきませんと、われわれがほんとうに苦心して出しておりますそのものがなぎざらになつてしまつて、今日まで審議が進められない。それが私どもには、何かあせん取扱罪の成立を与党及び政府自身が妨害しながら、国民には出すぞ出すぞというようないな宣伝だけはやつておるといふように受け取れるのです。だから、どういうところがいけないで、政府はどういうところを修正して、どういう案として出そうとするのであるか、その点を肝心のところを御説明願いたいと思います。

おきまして研究、協議をいたしております。今法務省による法律案は、かつて昭和十六年を記憶いたしますが、その当時の国会に詰つた案でございまして、よく御承知の通りでございます。法務省のように、法務省の刑法、民法、刑訴、民訴等に関する改正案は、従来から法制審議会にかけ、また法制審議会以外の法曹会の権威者にも相談をいたしておりますところでございまして、これほんとできてしまえば条文はきわめて簡単なものかもしませんけれども、しかしながら内容をいかにすることによっては非常にむずかしい条文でございまして、従来からそのために学者間にも非常に論議があり、意見の相違がある。その間に立ちまして、法務省といつたしましては、できる限り慎重に調査をいたしまして、法制審議会の意見等も承わりまして、その上で提案したいたとしているわけでござりまするから、どうぞ御了承願います。ただいまお言葉のうちに、出すの出すのとついで、ついには流してしまうのではないかという御懸念のようですが、さようなことは絶対に考えておりません。必ず次の通常国会には案を具して御審議を願いたいと考えております。

○唐澤國務大臣　まだ法制審議会へかかるところまで参つております。そこで研究をいたしておりますが、なるべく早く案を具して法制審議会にかけていきたいと考えております。

○猪俣委員　そうすると、もうこの臨時国会には間に合わぬといったしましても、通常国会ももう十二月から始まる。そうすると、法制審議会にはいつごろ御提案の御予定でありますか。予定なしにやつておるわけじゃなからうと考へます。国会の開会日はきまつておりますから。

○唐澤國務大臣　先ほども申し上げました通り、次の通常国会にはでき得る限り早い機会、必ずでき得る限り早い機会に案を具して御審議を願う。それは、でき得る限り早く案を具して法制審議会へかけたいと思つておりますから、どうぞ一つ御了承願います。

○猪俣委員　ですから、一体いつごろかける予定で今立案なさつていいのか、大ていの予定があると思うのです。通常国会の開会は迫つておるし、しかも早く提案なさるという御意図であるならば、いつごろ法制審議会にかけて、いつごろ結論を得て、いつごろ提案するという予定が、もう十一月ですから、あらねばならぬはずでござります。そこで、法制審議会はいつ開いて、いつごろかけるような準備で進められておるか、その具体的なことを承りたいと思う。

たい、かのように考えております。
○吉田(賢)委員 関連して……。
ちょっとと今件ですが、大事なこと
でありますので、その時期の問題
繰り返して悪いようではありまするけれども、これはやはり相当問題点もある
うと思いますので、ほんとうに成案
得て来国会におきまして成立を希望
でおられる場合には、劈頭提案するし
かなんとかしなければ間に合わぬの
じやないだらうか。あるいは人いわ
く、出すにしても四月になつてから出
す、そういうことさえ言つておる者
があるのであります。まさかそういう
不誠意なことはないと思うのでありま
すが、これはやはり法務大臣が主管官
でありますので、国会の劈頭ないしは
一月中にでも提案をするという準備を
進める御用意はありませんか。法制審
議会もいじくって数カ月これに時間を
とりましたならば、おそらくは両院の
通過はしないのであります。世論に付
たえるゆえんではないと思うのであり
ます。でありますので、体会明けにで
も出す、あるいは一月中にでも出すと
うなつもりで準備を進める。こういう
ふうにでもできませんか。もしくはそ
ういうような御意思も持つておられませ
んか。その辺をもう少し、審議会へ
かけるということなしに、国会へか
ける時期を具体的にしておいてもらいたい
と思うのです。

らしてそのために審議も十分にいかない、あるいは不成立になるというような御懸念でござりますが、私といたしましては、必ず来国会の早い時期に提案をいたしまして、その時期の関係で法案不成立をはかるような、そういう不信義なことは絶対にいたしませんから、御了承を願いたいと思います。ただ、いつ何日という日にちを限つて申し上げまして、もし準備の都合で一生懸命やつてもそれに間に合わない、と約束を破ることになりますから、必ず早い機会に出すよう準備をいたしますから、どうぞ御了承を願いたいと思います。

○古田(賢)委員 今御準備になつておる点につきまして、まさに法制審議会にかけようという際でありますので、

今月中と申しましてもまさに三分の一

を経過せんとするときでありますから、かなり内部的には論点が次第に固まつたものと思ひます。一度固まつても、また再検討また再検討というの

が、これが常でありますので、そこで

の案におきましては、犯罪の主体を公務員に限定しております。他国の立法例なんかによりますと、たとえばフランスの一九四五年の刑法あるいはチ

コの五〇年の刑法なんかによりますと、犯罪の主体は明確にいたしております。行為そのものによって犯罪性を認めるというような立法の形になつつきましては、公務員に限定する方向でいこうとするのか、やはりこの点は非常に重大なことであらうと思います。大体今議論になつております犯罪の主体につきましては、公務員に限定する方向

も、やはり公正な公務員の職務に威力

をもつておられます。一例をあげますなら、それが実際問題としての設例をもつてお尋ねしております。戦前の大審院の判例の傾向は、たゞ一般的な文教政策というような場

合におきまして、あるいはそういうよ

うな文教政策のある種の方針なり政策

がきめられておる具体的原則がある、

そういうふうに議論がされてお

りましょか。最終の固まつた意見と

して聞かなくとも、法務大臣としては

当委員会で相当な御所見は述べてほし

いと思いますが、いかがですか。

○竹内説明員 私からお答え申し上げ

ます。

ただいまおっしゃるよう、最終的に固まつた案はできておらないのでございませんが、事務当局におきまして検討いたしておりますところでは、犯罪の主体を、何人もとしないで、一応公務員にしおりまして、その公務員の中には、戦刑法のように官公署の職員だけではなくて、刑法七条にいわゆる公務員を含む、全部を含む公務員といつて、党の方針あるいは党的な政策とすると、党の方針あるいは黨の政策と

してきまるということもあるわけであ

ります。党の一般的な方針がある、も

しくはある法案あるいはある事項につ

いて党の方針がきまつた場合、たとえ

ば政務調査会あるいは政策審議会、こ

ういうところできめられたものとたま

たま一致しておる、ある事項をあつせ

んするときにその事項が党の大きな基

本方針に基くものと一致しておる、こ

ういうような場合には、かなり実際問

題としまして区別がしにくいうなこ

とができるのではないかと思ひます。

○古田(賢)委員 それは実際問題とし

ての設例をもつてお尋ねしておりま

せん方依頼を受けるようなものと一致する場合がいろいろと出てくると思

います。そういう場合に、全部党の方針に従つてやつておるということでのみ、もう一つの問題といたしまして、

最近の収賄罪の傾向が逐次直接の職務行為にあらざる関連行為の場合までか

なり広範囲に違法性を認める傾向に判例はなつておるものと思われます。こ

ういう辺はもう少しわゆるある職務

に影響を与えるというその範囲とい

うると思うのであります。さら

に、もう一つの問題といたしまして、

かと思ひながらして、これらの

行為にあらざる関連行為の場合は、

どういうふうにいわれておることであ

ります。そういう場合に、公務員以外といえどもあつせん収賄罪

で縛つていこうとするのか、その辺は

は、この法律のいわゆる事実上の難点

がきめられておる具体的原則がある、

そういうふうに議論がされてお

ります。そういう場合に、公務員として

は、最高裁の判例の傾向は、むしろそ

の逆のように私どもは考えておりま

す。戦前の大審院の判例の傾向は、た

だいま吉田委員が御指摘のようになり広い範囲を職務行為と見ておつた

ようでございますが、最近の最高裁の

判例は、かなり狭く解釈しておるので

あって、むしろ狭い方向にしばられて

おります。そういう場合に、あるいは

部外から、一般国民からいろいろあつ

たる方依頼を受けるようなものと一致

するものとあります。そういう場合に、

公務員以外といえどもあつせん収賄罪

で縛つていこうとするのか、その辺は

は、この法律のいわゆる事実上の難点

がきめられておる具体的原則がある、

そういうふうに議論がされてお

ります。そういう場合に、公務員として

は、最高裁の判例の傾向は、むしろそ

の逆のように私どもは考えておりま

す。戦前の大審院の判例の傾向は、た

だいま吉田委員が御指摘のようになり広い範囲を職務行為と見ておつた

ようでございますが、最近の最高裁の

判例は、かなり狭く解釈しておるので

あって、むしろ狭い方向にしばられて

おります。そういう場合に、あるいは

部外から、一般国民からいろいろあつ

たる方依頼を受けるようなものと一致

するものとあります。そういう場合に、

公務員以外といえどもあつせん収賄罪

で縛つていこうとするのか、その辺は

は、この法律のいわゆる事実上の難点

がきめられておる具体的原則がある、

そういうふうに議論がされてお

ります。そういう場合に、公務員として

は、最高裁の判例の傾向は、むしろそ

の逆のように私どもは考えておりま

す。戦前の大審院の判例の傾向は、た

だいま吉田委員が御指摘のようになり広い範囲を職務行為と見ておつた

ようでございますが、最近の最高裁の

判例は、かなり狭く解釈しておので

あって、むしろ狭い方向にしばられて

おります。そういう場合に、あるいは

部外から、一般国民からいろいろあつ

たる方依頼を受けるようなものと一致

するものとあります。そういう場合に、

公務員以外といえどもあつせん収賄罪

で縛つていこうとするのか、その辺は

は、この法律のいわゆる事実上の難点

がきめられておる具体的原則がある、

そういうふうに議論がされてお

ります。そういう場合に、公務員として

は、最高裁の判例の傾向は、むしろそ

の逆のように私どもは考えておりま

す。戦前の大審院の判例の傾向は、た

だいま吉田委員が御指摘のようになり広い範囲を職務行為と見ておつた

ようでございますが、最近の最高裁の

判例は、かなり狭く解釈しておので

あって、むしろ狭い方向にしばられて

おります。そういう場合に、あるいは

部外から、一般国民からいろいろあつ

たる方依頼を受けるようなものと一致

するものとあります。そういう場合に、

公務員以外といえどもあつせん収賄罪

で縛つていこうとするのか、その辺は

は、この法律のいわゆる事実上の難点

がきめられておる具体的原則がある、

そういうふうに議論がされてお

ります。そういう場合に、公務員として

は、最高裁の判例の傾向は、むしろそ

の逆のように私どもは考えておりま

す。戦前の大審院の判例の傾向は、た

だいま吉田委員が御指摘のようになり広い範囲を職務行為と見ておつた

ようでございますが、最近の最高裁の

判例は、かなり狭く解釈しておので

あって、むしろ狭い方向にしばられて

おります。そういう場合に、あるいは

部外から、一般国民からいろいろあつ

たる方依頼を受けるようなものと一致

するものとあります。そういう場合に、

公務員以外といえどもあつせん収賄罪

で縛つていこうとするのか、その辺は

は、この法律のいわゆる事実上の難点

がきめられておる具体的原則がある、

そういうふうに議論がされてお

ります。そういう場合に、公務員として

は、最高裁の判例の傾向は、むしろそ

の逆のように私どもは考えておりま

す。戦前の大審院の判例の傾向は、た

だいま吉田委員が御指摘のようになり広い範囲を職務行為と見ておつた

ようでございますが、最近の最高裁の

判例は、かなり狭く解釈しておので

あって、むしろ狭い方向にしばられて

おります。そういう場合に、あるいは

部外から、一般国民からいろいろあつ

たる方依頼を受けるようなものと一致

するものとあります。そういう場合に、

公務員以外といえどもあつせん収賄罪

で縛つていこうとするのか、その辺は

は、この法律のいわゆる事実上の難点

がきめられておる具体的原則がある、

そういうふうに議論がされてお

ります。そういう場合に、公務員として

は、最高裁の判例の傾向は、むしろそ

の逆のように私どもは考えておりま

す。戦前の大審院の判例の傾向は、た

だいま吉田委員が御指摘のようになり広い範囲を職務行為と見ておつた

ようでございますが、最近の最高裁の

判例は、かなり狭く解釈しておので

あって、むしろ狭い方向にしばられて

おります。そういう場合に、あるいは

部外から、一般国民からいろいろあつ

たる方依頼を受けるようなものと一致

するものとあります。そういう場合に、

公務員以外といえどもあつせん収賄罪

で縛つていこうとするのか、その辺は

は、この法律のいわゆる事実上の難点

がきめられておる具体的原則がある、

そういうふうに議論がされてお

ります。そういう場合に、公務員として

は、最高裁の判例の傾向は、むしろそ

の逆のように私どもは考えておりま

す。戦前の大審院の判例の傾向は、た

だいま吉田委員が御指摘のようになり広い範囲を職務行為と見ておつた

ようでございますが、最近の最高裁の

判例は、かなり狭く解釈しておので

あって、むしろ狭い方向にしばられて

おります。そういう場合に、あるいは

部外から、一般国民からいろいろあつ

たる方依頼を受けるようなものと一致

するものとあります。そういう場合に、

公務員以外といえどもあつせん収賄罪

で縛つていこうとするのか、その辺は

は、この法律のいわゆる事実上の難点

がきめられておる具体的原則がある、

そういうふうに議論がされてお

ります。そういう場合に、公務員として

は、最高裁の判例の傾向は、むしろそ

の逆のように私どもは考えておりま

す。戦前の大審院の判例の傾向は、た

だいま吉田委員が御指摘のようになり広い範囲を職務行為と見ておつた

ようでございますが、最近の最高裁の

判例は、かなり狭く解釈しておので

あって、むしろ狭い方向にしばられて

おります。そういう場合に、あるいは

部外から、一般国民からいろいろあつ

たる方依頼を受けるようなものと一致

するものとあります。そういう場合に、

公務員以外といえどもあつせん収賄罪

で縛つていこうとするのか、その辺は

は、この法律のいわゆる事実上の難点

がきめられておる具体的原則がある、

そういうふうに議論がされてお

ります。そういう場合に、公務員として

は、最高裁の判例の傾向は、むしろそ

の逆のように私どもは考えておりま

す。戦前の大審院の判例の傾向は、た

だいま吉田委員が御指摘のようになり広い範囲を職務行為と見ておつた

ようでございますが、最近の最高裁の

判例は、かなり狭く解釈しておので

あって、むしろ狭い方向にしばられて

おります。そういう場合に、あるいは

部外から、一般国民からいろいろあつ

たる方依頼を受けるようなものと一致

するものとあります。そういう場合に、

公務員以外といえどもあつせん収賄罪

で縛つていこうとするのか、その辺は

は、この法律のいわゆる事実上の難点

がきめられておる具体的原則がある、

そういうふうに議論がされてお

ります。そういう場合に、公務員として

は、最高裁の判例の傾向は、むしろそ

の逆のように私どもは考えておりま

す。戦前の大審院の判例の傾向は、た

だいま吉田委員が御指摘のようになり広い範囲を職務行為と見ておつた

ようでございますが、最近の最高裁の

判例は、かなり狭く解釈しておので

あって、むしろ狭い方向にしばられて

おります。そういう場合に、あるいは

部外から、一般国民からいろいろあつ

たる方依頼を受けるようなものと一致

するものとあります。そういう場合に、

公務員以外といえどもあつせん収賄罪

で縛つていこうとするのか、その辺は

は、この法律のいわゆる事実上の難点

がきめられておる具体的原則がある、

そういうふうに議論がされてお

ますところのいわゆるニュース・ソースの秘密権という問題は、これとはまた異なりまして、新聞記者が、ニュース・ソースが何であるか、取材源が何であるかということを裁判上証言をしなければならぬ、こういう場合に、その証言を拒否することができるかどうかということが、秘密権があるかないかという問題であると思うのであります。ニュース・ソースに関する証言の拒否の問題につきましては、刑事訴訟法には百四十九条に、業務上秘密とせられるものについては証言の拒否権を認めております。その規定によりますと、「医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、証言を拒むことができる。」こうなっております。この業務上の秘密という中にニュース・ソースが入るかどうかということとあります。これは憲法上もそれで差しつかえないのだといふ解釈でござります。従つて、今問題の立松記者の証言拒否で逮捕するんだということとでこの委員会でも御議論になつたのでございますが、立松記者の場合には、まだそのニュース・ソースの秘密権の問題に入る前に、被疑者としましてまず不利益なことを述べないことができる。その点からまず被疑者としての黙秘権があるわけございまして、その黙秘権の行使ということと、ニュース・ソースの秘密権と、やや観

○世耕委員 次にお尋ねいたしたいのは、
　　急的に混同されまして、ニュース・ソースの秘密権という問題として取り上げられておるようだございまして、事件の捜査とニュース・ソースの秘密権といふのは、その間にもう一つ被疑者の黙秘権という問題があるのですがございまます。その間少し議論が飛躍をしておるようだ私どもは観察いたしております。

は、過日の委員会で委員の方から発言された中に、造船疑獄の指揮権発動云々ということが論議されたのであります。私の聞いた範囲では、どうも事件がくさかつたのだけれども、指揮権を発動して、その事件の発展を指揮権によつて中止せしめたというふうな印象を深く与えたのであります。さようならことがかりにあり得るとなれば、非常に司法権の権威のために私は不都合じやないかと思う。この点に対しても局側が御答弁がなかつたように実は記憶いたしておりますが、この点はいかがでござりますか、一応伺つておきたいと思うのです。それについては、まず第一に、指揮権の内容並びに指揮権のあり方について現在どう取扱つておられるか。むしろ、指揮権の結果において事件が明朗に処理されていな、はなはだしく司法権が乱用されているような印象を非常に世間に与えておる感が深いのでありますが、この際この点について明快な御答弁をお願いいたしたいと思います。

○唐澤國務大臣 例の造船疑獄の際における指揮権発動でございますが、これは御承知のように検察当局の意見と政府の意見とが違いました。つまり法務大臣の考え方とが違いましてああ

いうことになつたのでござりますが、そのどちらがよろしかつたかといふうなことにつきましては、私としては、今ここで申し上げることを御遠慮しておきたいと思います。

○世耕委員 私は重ねてお尋ねいたしたいのは、指揮権の内容なんです。この点がどういうふうになつておるか世間では、政府側に都合が悪くなつておると指揮権を発動するのだ、こういふふうな印象を与えられておる。だから、この際、法務大臣なら法務大臣の持つておる指揮権の内容といふものは、どういふもので、検事総長の持つておる指揮権の内容はこういうものだといふことを世間に明らかにする必要があるのではないか。それはなぜかと申しますれば、この間の委員会でもその印象を受けたのでありますが、また今度の売春汚職も指揮権発動をしそうだと、いうふうな前提のもとに質疑が進められてゐるようを感じたのですから、この機会にその点を誤解のないよう、司法権の確立の意味において明快な御説明をいただくことが必要じゃなかつたかと思ひましたので、お尋ねしたのであります。

てほしいという趣旨を一面においては、表わしております。他面においては、なお検察の事務はこれを質的に分けておられますと、やはり本質は行政事務なままで、従いまして、その行政事務についての国会に対する責任が法務大臣によるのでございまして、その法務大臣に責任を持つ以上は、ある程度の指揮監督が認められていないければならぬところ、この二つの要請を表現したのが、の十四条の規定であると解釈されるのでございます。そこで、この十四条の運用につきましては、右のような、国会に対する責任と、事件を外へ影響する力から影響を受けないような形において純粹に処理してほしいという、の二つの要請をどういうふうにして達成していくのが一番よろしいかと、これが具体的に法務大臣の事件に臨む態度でいうことになるかと思うのですあります。従いまして、重要な事件につきましては、事前に法務大臣に検査当局から、少くとも検事総長から報告を受けるのでござりますけれども、その処理に当りましては、一々あせることなく、うせいといふ指図をしないで、その処理が違法であり不當であるというような場合においては、法務大臣としてチエックするということがその職責だと、思つてございます。そういう違法、不當という処置でない限りにおきましては、これを見守っていくという態度が、従来大臣と検事総長との間のあり方として慣習的に行われているところでございます。

論に批判されたのではないかと思うのです。この点に関しましては、このひの汚職事件に直接携わる唐澤法務大臣のような人格・識見ともにりっぱな方はそういう憂いはなかろうと思われるけれども、特にこの点を慎重にお扱いを願つていただきたいというこそを希望しております。

なお、その次にお尋ねしておきたのは、一たん逮捕した被疑者を勾留時間が切れたとして釈放する。そうしておいて、検察庁の出口まで来てまたに逮捕するというようなことがよくくり返されることで、最近もそういう例が二、三あつたように新聞に報道されているのであります。かような実があるのかどうか。あるとすれば、なはだ不手ぎわな扱いではないかと思うのです。これは実際問題として局員が、いかにも何か法律をたてにとつて人権を軽く扱っているというようなが、これも被疑者を扱う上においてせが、いかにも何か法律をたてにとつて人権を軽く扱っているというようなが、常に不明朗な感じを与える。実は、種の言いがかり、理屈をつけて再逮捕するというようなことは、なるべく避けるべきではないか。この点について非常に疑問を残しているのであります。が、この点についても御説明を願いたい。

においてこの再逮捕というような処置はなるべく避けなければならぬということにいたしております。しかしながら、御承知のように、人を逮捕する強制処分を用いますることは、非常に厳格な条件のもとにおいてのみ許されることでございます。刑事訴訟法の諸規定はすべてその点について詳細な規定を設けているのでございます。一方において、犯罪を捜査して真相を明らかにいたしますために、また検察庁としてなし得る方法として逮捕という強制処分を認めておるのでございます。逮捕の条件というものはきわめて厳格になつておりますので、その逮捕の条件を備えた事情が起つて参ります場合には、また引き続いて身柄を拘束しなければ真相を明らかにし得ないというような事案も、これまた絶無ではないのでござります。そういうようなことはなつて参りますと、こういう再逮捕のようなものは避けなければならないのではありますけれども、拘留期間といふものは制限がございます。そこで、その制限の期間中に処理ができなくて、さらにまた新たなる事実によつて逮捕の事由が発生したような場合、避けたのでありますけれども、もしそれを再逮捕しなければ事案の真相が明らかにならぬ、こういったような場合におましても、人権侵害との関係も十分考慮の上、その法に従つて再逮捕をする場合もあり得るのでありますと、しばしばそういう事案があるのでございませんので、真にやむを得ない場合にそういう処置がとられておるのでござります。

尊敵を傷つけるような行為はなるべくやらないか、こういう意味で、むしろ端的に言えば権力をどう悪用せぬことを注意願いたいというのとが私の今の質問の要旨であります。

さらに、もう一点伺つておきたいのは、この間法務大臣もおつしゃつたし、検事総長もおつしやつたと思いまして、が逮捕あるいは証拠調べをだらうだんして、最後に起訴なり逮捕の形で押されるといふという経路を御説明になつたと思いますが、たとえば眞鍋君の事件をかりに想像してみますと、もう一ヶ月くらい前から、逮捕される逮捕されるとつていくという新聞記事が盛んに出ておつたのです。まあ犯罪人じやなくとも、そういうわざがたつと、もう証拠隠滅をはかるくらいのことは、人情として被疑者としてありがちなことだと田中君の例を一つとつては失礼になるのですが、実例として申上げますならば、もう一ヶ月も前から逮捕するぞ逮捕するぞと言うておつたから、十分証拠資料を集めました。おつたのではないか。集めておつたから、むしろ逮捕、勾留する必要はないんじゃないかというふうに実は考へられるのです。そういう点はどういうふうに判断していいのか。逮捕それ自体が、証拠隠滅ということを防止するための逮捕勾留であるなれば、かえって人権をじゅうりんした形という結論が出るのでないか。この点はどううござん断していいか。これも世間に一つの誤解を起しておる。ただ単に突然逮捕されるというならざ知らず、新聞では

よると、新聞記者から連れ回されたようにも、ラジオであつたか何かの座談会で本人も言つております。むろんそうだと思います。それが事実だとすれば、検察官側は相当の資料をすでに収集されておつたのではないか。その上に逮捕しなければ証拠隠滅のおそれがあるというようなことは、考えられない您的である。国會議員としての地位を持つておる人を殴り上において、その点が少し懶惰ではなかつたかといふうに実は私は考えられるのです。また世論もそういうふうに見るのであります。この点はどういうふうに…。私は捜査内容についてお聞きしようと思はないが、過去にとつた扱い方について少し行き過ぎた点があるのでないか。あるいはどうしてもそうしなくちやならなかつた何か特別な事情があるなら、これはいたし方ない。この点について、少し人権上の建前から御説明をしておいていただきたい、こう思うのです。

のにしておいて逮捕するといったよるな物のではなかつたといふのが真相でござります。そういう意味におきまして、捜査というものが、証拠を追って証拠を積み重ねて、そうして慎重な態度で身柄の逮捕というふうに段階を進んでいくといふことに御理解を願いたいと存ずるのであります。

○世耕委員 御説明をいただきて大体了解いたしましたが、もう一点最後にお尋ねいたしたいのは、逮捕しておいて一向調べない。そうしてほかの方を調べておる。これは選挙違反なんかによくあることです。ほうり込んでおいて、そらして調べないでおいて、ほかの方を調べておる。調べてみたところがなかなかのから、何とか難くせをつけて、まあいい、きよう帰つてくれというよううべておる。調べてみたところがなかなかのから、何とか難くせをつけて、まあいい、きよう帰つてくれというよううべておる。それでよくあるのです。今度の事件で例がよくあるのです。今度の事件でそれに似たようなくさみがあるのです。が、さようなことはございませんか。あれば私は非常に遺憾だと思う。などほど、つかまえて、ほうり込んでおいて調べることは非常に便利かもわかりませんけれども、人権の尊重といふか、そういうところから考えていただきないと、ほんとうの司法権といふものは尊厳が維持されないんじゃないのか。むろん、当事者として、調べる上において、便宜でもあるし、またいろいろな点について必要があるかもしかねないか。そうしないと、ほんとうの内において考えなくちやならぬ問題ではないか。

○世耕委員 私の聞くのは、人権を擁護する建前と、もう一つは、世論のつ

いなことかもわかりませんが、最近や
やともすれば司法当局に対する國民の
信頼が薄らいできているような感じが
する。これを私は維持していただきた
い。この意味において、一つ法務大臣
から御所見をいただければこうだと
思います。

○唐澤國務大臣 ただいま世耕委員か
ら御指摘になつたような事実、もしあ
りといたしますれば、まことに遺憾な
ことでございまして、私も法務大臣に
就任いたす前しばしばそういうような
ことも聞いております。これらの点につ
きまして、かねがね重々申して注意
をいたしておりますがござります
し、将来ともそういうことのないよ
うにやつていきたいと考えております。

○三田村委員長 本日はこれにて散会
いたします。
次会は公報をもつてお知らせいたし
ます。

午後零時四十二分散会